

# 交通安全情報

令和 6 年 12 月 17 日

第 15 号

静岡県警察本部 交通企画課

**STOP!! 交通死亡事故**

## 交通死亡事故連続発生

県内において、12月15日(日)から17日(火)までの3日間に交通死亡事故が連続発生し、4人の方が亡くなっています。現在、「年末の交通安全県民運動」実施中です。交通指導取締りを強化しています。



### 事故の概要

発生場所	静岡市葵区南安倍一丁目 国道1号	浜松市浜名区引佐町 県道	新東名高速道路	浜松市中央区篠原町 国道1号バイパス
発生日時	12/15 (日) 午前4時頃	12/15 (日) 午後4時頃	12/17 (火) 午前5時頃	12/17 (火) 午前6時30分頃
死亡事故の発生状況	普通乗用車 × 歩行者 (30代男性死亡)	軽四貨物車 単独 (70代男性死亡)	高齢者事故 中型貨物車 (50代男性死亡) × 大型貨物車	普通乗用車 × 普通乗用車 (20代男性死亡)



## 県民のみなさん、ご協力をお願いします

### ドライバーのみなさん

- **飲酒運転は絶対ダメ!**  
飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。  
ハンドルキーパー・代行運転を利用しましょう。
- **ハイビーム**を活用し、特に右からの横断歩行者や自転車に気を付けましょう。

### 歩行者のみなさん

- 夕暮れ・夜間には**反射材**を着用しましょう。
- 道路を横断する際は、**左右の安全確認**をしましょう。

### 自転車のみなさん

- 一時停止場所や道路を横断する際は、**一旦止まって安全確認**をしましょう。
- 自転車も**飲酒運転は絶対ダメ!**
- **ヘルメット**を着用しましょう。



知って  
いますか？

# 自転車の 新しいルール



令和6年11月1日から  
自転車の「ながらスマホ」や  
「酒気帯び運転」の罰則が施行！



## 携帯電話使用等

最大

1年以下の懲役  
又は  
30万円以下の罰金



## 酒気帯び運転

3年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金





自転車を利用している皆さまへ



# 改定した 自転車 安全利用五則 を 守りましょう!

## 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

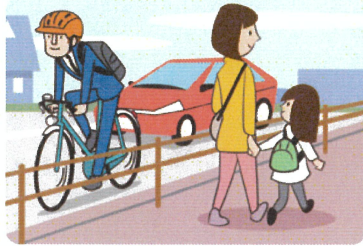




# 改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

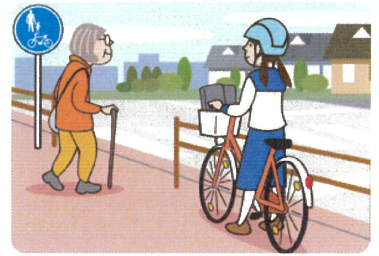
「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

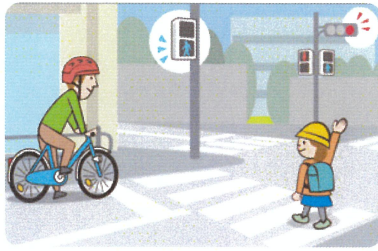


歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

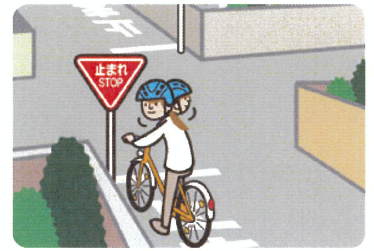


## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



## 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



## 4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



## 5 ヘルメットを着用

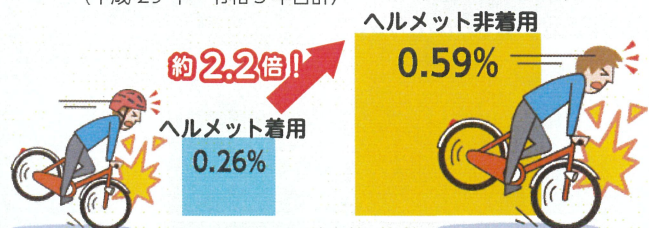
自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



### ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率  
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。